

# 矢板 市議会

議場におけるタブレット端末導入に関する提案書

～効率的な議会運営・行政運営を目指して～

# 1 議会における検討の経過

## (1) 議会改革推進特別委員会での発議、検討経過

- 平成29年2月14日 議会改革推進特別委員会において「ICT化推進」を検討課題として設定し、特に議場におけるタブレット端末の使用について調査・研究することとした。
- 平成29年2月14日から議会改革推進特別委員会において検討を継続
- その他、導入済み議会の視察を実施
- 平成29年9月1日議員会において提案書の提出を確認

# 1 議会における検討の経過

## (2) 県内他市の状況

- 導入済みの議会

大田原市、佐野市、宇都宮市、栃木市

- 導入を検討中の議会

小山市、那須塩原市（ともにH30年度導入可能性大）

足利市、那須烏山市（近い将来の導入可能性大）

- 県内14市中、8市議会が導入済みまたは導入予定

# 1 議会における検討の経過

## (3) 視察の状況

- H29.02.27 栃木県大田原市議会  
「セルラータイプを導入するべき。」
- H29.08.01 石川県加賀市議会  
「資料の即時確認などで議論が深まった。」
- H29.08.02 新潟県柏崎市議会  
「タブレットを使用することで副次的効果が大きい。」
- その他NTT等によるデモ数回

## 2 タブレット導入によるメリット

### (1) タブレットの種別

- Wi-Fiモデル

Wi-Fi環境下でのみ使用可  
経費は抑えられるが、活用の幅が限定される。  
→導入効果は限定的

- セルラーモデル(議会で導入を希望するモデル)

携帯電話がつながる環境であれば使用可  
経費は膨らむが、活用の幅と発展性が大きい。  
→導入の効果が大きい

## 2 タブレット導入によるメリット

### (2) タブレット導入による効果(経費節減効果)

- ペーパーレスによる用紙代・消耗品費等節減  
(紙) 議案書、関係資料、開催通知、予算決算書、計画書  
(消) 印刷のインク、ステープル代など
- 人件費の節減  
印刷待機時間、郵送準備、配達時間、差替え手間、議員一斉連絡時間など
- 通信運搬料等の節減  
郵送料、配達の燃料費、封筒代、電話代など

## 2 タブレット導入によるメリット

### (2) タブレット導入による効果(議会運営上の効果)

- 情報取得の迅速化、情報の共有・携帯性の向上  
例規集、計画書、議案書、予算決算書、通知文
- 議案書のＨＰ上での公開が可能（データ化により）  
開かれた議会の実現の一助
- 傍聴者用資料不足の解消  
傍聴者が事前に印刷、閲覧することにより資料不足問題を解消
- ＩＣＴ化により、一般質問等での資料の使用が可能  
運用は要検討、導入議会の実例あり。
- スケジュール管理の一元化  
議会、市行事の一元管理

## 2 タブレット導入によるメリット

### (2) タブレット導入による効果(議員活動上の効果)

- 情報取得の迅速化、情報の共有・携帯性の向上  
例規集、計画書、議案書、予算決算書、通知文
- 政務活動時の記録の精度向上、内容充実  
写真、録音、矢板市データを閲覧しての比較、P R
- 非常時における相互情報交換手段の確立  
災害現場の報告、電話回線以外の連絡ツール確立
- I C T化により、一般質問等での資料の使用が可能  
一般質問の質の向上、市民の理解度向上（要検討）
- スケジュール管理の一元化  
議会、市行事の一元管理

## 2 タブレット導入によるメリット

### (2) タブレット導入による効果(市民にとっての効果)

- 市政情報取得効率の向上  
議員への問い合わせに対する回答の迅速化
- 情報伝達精度の向上（写真、メール等使用）  
市民→議員→執行部（逆の流れも然り）への連絡の精度向上
- 議会の見える化（データ化による公開性向上）  
現在の市の課題の把握、理解深化
- I C T化、サイネージ等を使用した議会の見える化  
議場のモニターで議題に関する資料が閲覧可能
- 傍聴席でのタブレット使用可  
契約期間を経過したタブレットを傍聴用に転用可

### 3 タブレット導入によるコストと削減効果比較

#### (1) タブレット導入によるコスト

- 条件 : セルラータイプ×20台
- 引用 : 東日本電信電話見積（資料No.1）  
ドコモ栃木支店参考見積（資料No.1）  
東京インタープレイ参考見積（資料No.1）
- イニシャルコスト : **1, 815, 800円～【税別】**  
→ Wi-Fiアクセスポイント設置費用、講習会費
- ランニングコスト : **2, 666, 352円～【税別】**  
→ プロバイダ料、端末代（3年）、会議システム費等  
3年目以降は端末割賦なし（1, 646, 352円）

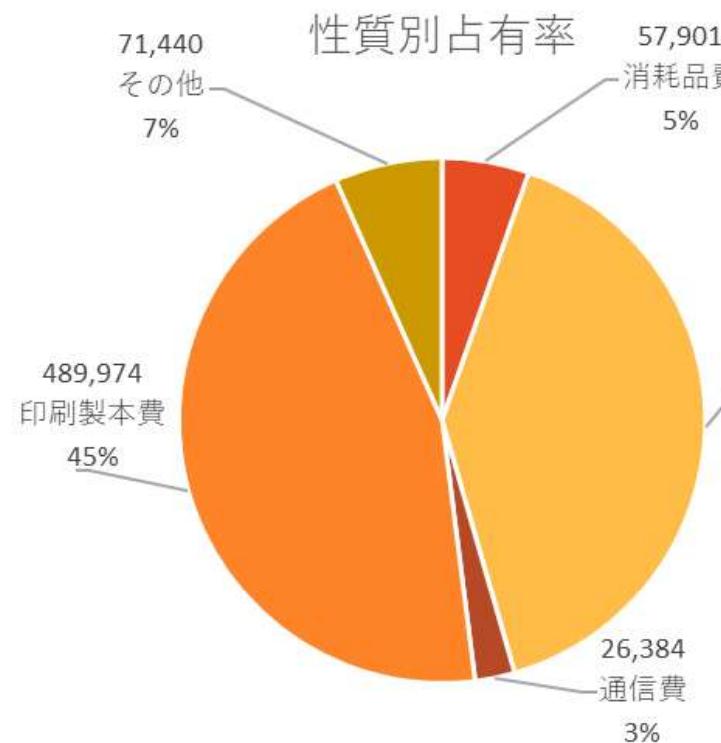
### 3 タブレット導入によるコストと削減効果比較

#### (2) 削減効果額

- 想定：基本全ての書類をデータ化(PDF)  
全ての郵送、配達を廃止  
全ての連絡はタブレット(メール)を使用  
概算で単価を設定
- 削減額：**1,079,519円**  
(議会のみ導入の場合、資料No.2)

### 3 タブレット導入によるコストと削減効果比較

#### (3) 削減効果額の性質別占有率



■人件費と印刷製本費がそれぞれ4割  
■消耗品費（用紙代等）の割合は低い



■人件費、印刷製本費等は、運用次第でさらなる削減効果が見込める。  
(P14、15参照)

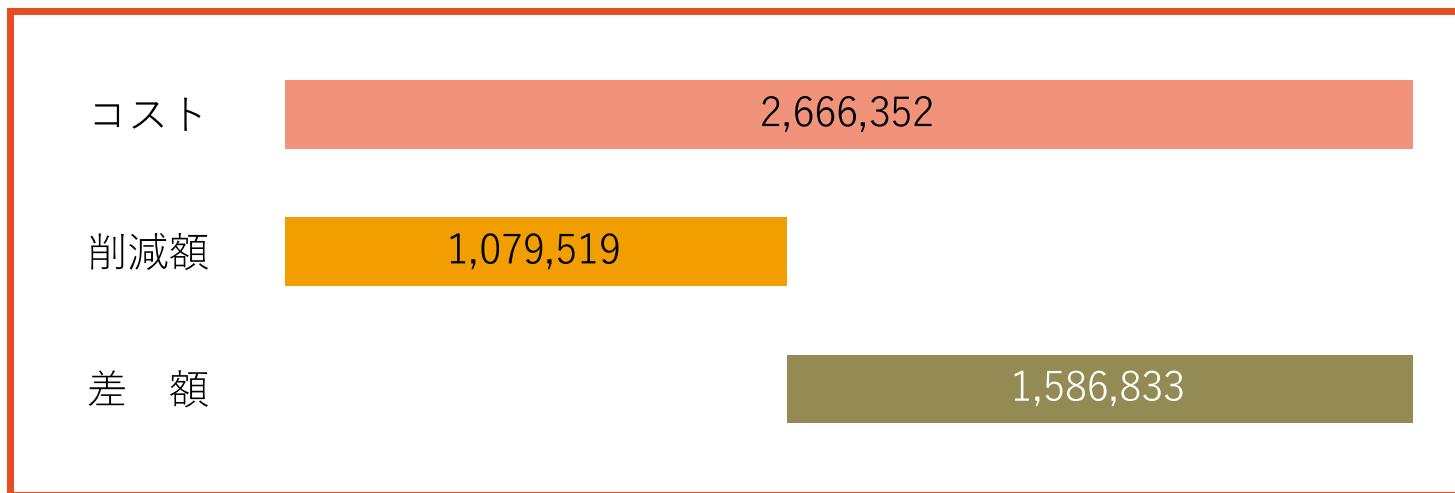
### 3 タブレット導入によるコストと削減効果比較

#### (4) コストと削減効果額の比較

コスト： 2, 666, 352円

削減額： 1, 079, 519円

差額 : 1, 586, 833円



## 4 差額の補填に関する考察

### (1) 削減効果額に関すること(プラスできる要因)

- 消耗品費 : ミスプリント等の見えないロスも考慮
  - 人件費 : 人件費削減により時間外手当が減少  
→人件費単価×1.25で計算も可能
  - 印刷製本費 : 全ての計画書等のデータ化を検討
  - 通信運搬費 : 執行部からの文書・資料データ化の増
- ➡ 削減額がさらに増加することは必至

## 4 差額の補填に関する考察

### (2) 数値化できない効果に関すること

- 消耗品費 : 印刷物の減少によるトナー、インク代
  - 人件費 : 執行部職員の人件費節減  
(通知文・資料データ化、印刷、差替え)
  - 通信運搬費 : 郵送物の軽量化(資料のデータ化)  
文書等送達の迅速化
  - ごみの削減 : 資料が物質的なごみにならない。  
(紙資料のほとんどは後日ごみになる。)
- 数値化できない部分が最も恩恵を受ける部分である。  
(視察した各市議会、導入自治体に共通の言葉)

## 5 議会としての結論

結論①：議会にタブレット端末を導入すべき。

### ○ 理由

議会においてタブレット端末を導入することにより、大幅な経費節減が図れること。

導入による管理経費を上回る経費節減を実証まではできないものの、目に見えない効果や発展的利用により、その差額分を補てんする「効果」は期待できる。

特に人件費に関しては、雑務を省略できることにより、余裕ができ、その時間を発展的業務や他の時間に充てることができ。新たな業務への挑戦、現業務の精度向上などが期待できる（執行部職員の長時間労働の抑制にもなる）。

発展的利用により、より開かれた議会、市民の負託に応え得る議会の実現が可能である。

## 5 議会としての結論

結論②：執行部もタブレット端末導入が望ましい。

### ○ 理由

執行部においてもタブレット端末を導入することにより、より経費節減効果が期待できる。（資料No.3）

また議場において同じ資料を用意することで、混乱が生じず、かつ会議資料の準備も1種類で済む。

Wi-Fiタイプの端末であれば、庁舎内のみの使用とはなるが、資料の確認の迅速化や、各種計画書等の携帯性向上など、導入費用を補てんできる可能性は大いにあるものと考える。

ペーパーレスに向けた取り組みとして、環境基本条例における「率先して環境への負荷の低減に努めるものとする」取り組みにもなり、市としての姿勢をPRすることもできると考える。

## 6 議会からの提案

### ○ タブレット端末の導入に向けた予算措置

二元代表である議会も執行部も「市勢発展」という目的に向けて活動しているが、それぞれに求められるものは違っている。

特に議会においては、市民の代表機関として、執行部の提案について議論し、市としての意思を決定する権能を有しており、その決定については責任を持つものと考えている。

つまり決定までの過程においては、限られた時間の中で深い議論をするため、論拠となる資料・情報を有効に用いることが肝要となる。

しかし、現状においては資料等の持ち込みには制限があると同時に膨大な量の資料を携えて会議に臨むことは不可能である。

また、決定に関しては、市民に対する説明責任も伴うものと考えており、市民に対する説明に際しても資料等を携行できることは大きな利点となる。

## 6 議会からの提案

タブレット端末の導入に伴い、議案書等をデータ化することで、議案書を始めとする議会関係書類をホームページ上で事前に公開することも可能となる。

このことで、市民は議会に提案された案件に目を通すことができ、傍聴のきっかけとなることや、市が抱える問題点などを把握し、開かれた議会の実現や、市政への関心惹起にも効果が見込める。

これらのこととは、矢板市議会基本条例前文の「市民に信頼される開かれた議会づくりを推進する必要がある。そのために議会は、自治体事務に係る立案、決定、執行及び評価における論点及び課題を広く市民に明らかにし、市民に積極的に情報を発信し説明責任を果たすとともに、市民との活発な意見交換を図り、議会の合意形成を行う必要がある。」との趣旨に適うものである。

矢板市民の代表機関である矢板市議会が自らの発意で制定した基本条例は、今後の矢板市議会としての立場を明確にしたもので、

## 6 議会からの提案

当然に趣旨の実現に向けては不断の努力をしていかなくてはならない。

その上で、タブレット端末の導入は議会基本条例の趣旨実現に大いに貢献できるものであり、必要なものと言える。

よって、矢板市議会としては、平成30年度より議場においてタブレット端末を導入することを目指し、予算措置を求める。

加えて、経費削減効果を初め、導入に対する効果を高めるためにも、執行部においても同時にタブレット端末を導入することを提案する。

以上、市政の両輪としてともに効率的な議会運営・行政運営を目指し、市民の負託に応えていくため、議会として提案するものである。